

議事日程第3号

令和5年12月5日(火)

第1 市政一般に対する質問

古 仲 清 尚

小 野 肇

田 井 博 之

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16人)

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局 長	沼田弘史
副事務局 長	清水幸子
主 席 主 査	中川祐司
主 事	菅原優美

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅原広二	副 市 長	佐藤博
教 育 長	鈴木雅彦	総務企画部長	鈴木健

地域づくり推進監 兼 防 災 監	八 端 隆 公	市民福祉部長	佐 藤 孝 悦
観光文化スポーツ部長	佐 藤 雅 博	エネルギー推進監 兼商工港湾振興監	杉 本 一 也
産業建設部長	湊 智 志	建設技監	佐 藤 透
企業局長	田 村 力	企画政策課長	高 桑 淳
総務課長	平 塚 敦 子	財政課長	天 野 秀 一
福祉課長	北 嶋 三 世	観光課長	(エネルギー推進監 兼商工港湾振興監 併任)
農林水産課長	夏 井 大 助	建設課長	三 浦 昇
病院副事務局長	山 本 忠 明	会計管理者	湊 留美子
教育総務課長	村 井 千鶴子	学校教育課長	笹 浏 美 穂
選管事務局長	(総務課長併任)	監査事務局長	目 黒 一 人
農委事務局長	船 木 聖 徳	企業局管理課長	畠 山 隆 之
ガス上下水道課長	薄 田 修 一		

午前10時00分 開 議

○議長（小松穂積） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

---

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

---

日程第1 市政一般に対する質問

○議長（小松穂積） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告書によって、順次質問を許します。

2番古仲清尚議員の発言を許します。なお、古仲清尚議員からは、一問一答方式によりたいとの通告がありますので、これを認めます。2番古仲議員

【2番 古仲清尚議員 登壇】

○2番（古仲清尚議員） 皆様、おはようございます。会派明政会の古仲清尚でございます。

傍聴席においでの皆様方におかれましては、市政に関心をお持ちいただきまして、そしてまた本日はお足元の悪い中、お越しをいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、通告に基づきまして質問をいたします。

大要1点目は、漁業・水産業についてであります。

男鹿市の漁業・水産業は、秋田県内最大の漁場を有し、市の基幹産業として位置づけられております。しかしながら、昨今は年間を通じた漁獲量及び漁獲高が低推移していることをはじめ、従事者の高齢化や後継者不足、また、少子高齢化、人口減少や地域産業及び経済活動の停滞や低迷など社会構造の変化、さらには、近年の異常気象とも称される気候変動による自然生態系への影響など、課題は山積しており、本市の漁業・水産業を取り巻く環境は深刻な局面に直面していると言えます。

本市の水産行政におきましては、国や県の水産計画等も踏まえながら、男鹿市総合計画、男鹿市総合戦略をはじめ、具体的な目標を掲げながら推進されていることと承知しております。

安定した漁獲の確保を目的とした環境整備や水産資源の適切な管理、資源回復に向

けた種苗放流など、つくり育てる漁業の推進や漁業・水産業者の所得向上、さらには、人材確保による就業年数がバランスされた就業構造の確立など諸課題解決とともに、本市における漁業・水産業の振興は待ったなしの状態であり、喫緊の課題であることは共通の認識ではないでしょうか。従事者の中には、産業の将来が不透明で、希望や意欲を失い始め、なりわいを続けることを諦めかけていると心情を吐露される方もおります。

そうした背景から、本市の漁業・水産業において、現在従事されている方々をはじめ、今後就業を志している方、あるいは多くの方に魅力豊かで希望を抱ける、将来に向かっていける持続可能な漁業・水産業へ向けた産業の振興、成長化ビジョンを策定し、発信することが求められると考えますが、漁業・水産業の持続可能性を示す振興・成長化ビジョン策定に向けて市の見解をお伺いいたします。

次に、大要2点目、地域医療体制の進展に向けてであります。

現在、国の医療福祉政策では、団塊の世代が75歳以上となる医療提供体制2025年モデルの実現に向けて、医療・看護、介護・福祉、住まい、保健予防、生活支援からなる5大要素で構成され、それらを一体的に包括する地域包括ケアシステムの構築を軸として、医療提供体制の改革を推進する医療の機能強化や機能効率化、在宅医療、在宅療養支援の充実など、既存の病院完結型医療から地域完結型医療への転換がうたわれております。

高齢社会対策基本法の大綱では、令和6年度からの第8次医療計画において、在宅医療において、積極的役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置づけ、適切な在宅医療の圏域を設定するなど、今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進めることとしております。

本市におきましては、高齢化率が50パーセントを超える状況にあり、今後、医療需要の増加や、運転免許返納等による移手段の選択肢減少など、日常生活上の広範な領域において懸念が広がることが推察されます。また、医療機関の偏在化による影響も不安視されており、医療資源の確保と活用を図っていくとともに、地域の医療ニーズに対応した医療提供体制が求められております。

社会構造の変遷に伴う社会生活上の様々な課題解決に向けては、情報通信技術であ

るICTの活用が期待されているところでありますが、医療分野におけるICT活用でも飛躍的な進展が図られてきております。その一つがオンライン診療であります。

オンライン診療は、対面診療の補完として、それまで主に採用されてきた三次医療圏における特定機能病院等での救急医療や遠隔医療などの場面で限定的に行われていたものでありますが、厚生労働省では、適切なオンライン診療のルール整備や普及の推進を図るために、平成30年、オンライン診療ガイドラインが策定及び公表されるなど、国による環境整備や情報通信技術の進展により、現在では一般に身近なエリアである一次医療圏においても地域医療を支える手段の一つとして広まってきております。

秋田県では、現在、ICTを活用した医療政策として、秋田県と秋田県医師会で共同構築をした、県内70を超える医療機関が連携を行っている医療情報共有化システムであります、あきたハートフルネットワークに加えて、秋田大学医学部附属病院を核とした急性期診療ネットワーク推進事業、在宅医療介護推進システムであるナラティブ・ブックといった、今後、ICTやDX、デジタル・トランスフォーメーションなどの推進による、過疎地における医療サービスの充実化を掲げており、持続可能な医療提供体制構築を視野に、オンライン診療にも注力することがうたわれております。

地域医療におけるオンライン診療が推進される中であって、先進的な事例では、医療にMaaSの考え方を取り入れた医療MaaSも展開されております。MaaSは、モビリティ・アズ・ア・サービスの略語で、ICTを活用して交通体系をクラウド化し、公共交通などマイカーを除くあらゆる交通手段による移動を一つのサービスとして捉え、継ぎ目なくつなぐ新たな移動の概念であり、現在では観光や医療等の目的地における交通以外のサービスとの連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段として期待をされているところであり、国土交通省では、過疎地における移動手段の確保や観光地での二次交通の充実といった地域の課題解決にも資する重要な手段として、MaaSの早急な全国普及を進めることとしております。

また、前述の医療MaaSは、看護師などの医療従事者が医療機器を搭載した車両とともに現地へ訪問し、医師が遠隔地からオンライン診療を行うもので、地域におけ

る医師不足や交通弱者と呼ばれる方々をサポートする大きな可能性に、今後の展開や期待が高まっているものであります。

内閣官房デジタル田園都市国家構想総合戦略においては、地方のデジタル実装を下支えし、地方の社会課題解決に向けて、まち・ひと・しごと総合戦略を抜本的に改訂し、2023年度から2027年度まで5か年の新総合戦略を策定し、施策の充実や具体化を目指しており、医療分野における活用にも期待が高まっているところであります。

地域医療ニーズの把握や地域アセスメントにおいては、当該地域にてどういった医療需要があるのかを調査・研究することも重要であります。

秋田大学医学部附属病院総合診療医センターでは、五城目町の空き校舎を活用した五城目地域活性化支援センター、BABAME BASE内に秋田大学医学部附属病院総合診療医センター湖東分室を立ち上げ、総合診療医育成とともにコミュニティドクターが地域健康相談などの活動を展開しております。秋田大学と本市におきましては、これまでも男鹿みなと市民病院との医師交流や秋田大学男鹿なまはげ分校が開校されていることなどの関係性を有していることから、医療課題解決に向けた地域医療研究室の開設などが望まれるところであります。

以上を背景とし、質問いたします。

一つとして、オンライン診療や移動診療車による訪問診療の展開など、地域医療を支える新たな医療体制のモデルも必要と考えますが、医療DX・医療Maasの展開に向けて。

二つとして、地域医療研究室の開設に向けて。

それぞれ市の見解をお伺いいたします。

大要3点目は、道路環境整備の現状と改善に向けてであります。

本市における昨今の道路交通環境は、国道、県道、市道を問わず、舗装路面の損傷や陥没穴なども多く目立つようになっており、道路交通機能への影響が及んでおります。舗装の維持修繕に係る改善要望から対応までは、市道に関しては比較的速やかに対応されているものの、国道や県道に関しましては多くの日数を要しているのが実情であります。今後につきましては、国道・県道の修繕要望に係る連携体制の見直しや改善を図るとともに、また、応急的な修繕については市での受託対応にするなども含

め、抜本的な見直しが必要ではないでしょうか。

沿道の草地や雑木等への対応については、環境整備が不十分な場合、道路通行車両の視界や視距の阻害はもとより、景観形成においても悪影響を及ぼすものでありますので、道路交通機能の確保を前提にしつつ、景観形成の保全、道路利用者の快適性確保など、通年において適宜・適切な対応が望まれるものであります。

現状、国道・県道では県が年1回の対応を基本とし、市道においては春季・秋季の2回、作業が実施されており、また、幹線道路以外のいわゆる生活道路については、町内会活動の一環など、町内会やボランティアによる草刈りが実施されていると認識しておりますが、現状では道路交通機能への支障が及んでいる箇所も見受けられることから、その対応方について改善が必要ではないでしょうか。

道路交通標識や路面表示等についてであります。白線の消失及び、本来、案内標識や規制標識が設置されるべきと思われる箇所が市内各所に見受けられます。車両が安全に走行するためにも、それらの適正化が求められます。

道路排水機能についてであります。昨今、異常気象とも言える自然環境も相まって、高度経済成長期に敷設された道路において、側溝を含む排水機能に難を示している現状にあります。特に、生活道路沿いにお住まいの方々の中には、大雨などの際には住家の敷地に水が及ぶこともあるなど、早急な改善が求められます。

以上を背景とし、質問いたします。

一つとして、道路・維持修繕の抜本的な改善に向けて。

二つとして、沿道の支障樹木等への適切な対応に向けて。

三つとして、道路路面表示及び道路標識の適正について。

四つとして、道路排水機能の現状について。

それぞれ市の見解をお伺いいたします。

登壇での質問は以上であります。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。

古仲議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、漁業・水産業に関するビジョンの策定についてであります。

御案内のとおり、本市は県内最大の漁場を有し、漁獲量が県全体の約半分を占めるなど、漁業・水産業が主要な産業の一つとなっております。

本市の漁業の現状を数字で見ますと、昨年の漁業経営体数は316経営体で、漁獲量がカニ、タラ、ブリなどを中心に約3,700トン、漁獲額が12億2,000万円で、10年前に比べ経営体数が約4割、漁獲量が1割、漁獲額が2割、それぞれ減少しております。

このように、全体的に減少傾向にはあるものの、ここ数年はその傾向が純化し横ばいで推移しており、これまで行ってきた種苗放流や海底耕うん、蓄養殖技術の確立など、「つくり育てる漁業」を中心とした様々な振興策の効果が少しずつ現れてきているのではないかと捉えております。

また、1経営当たりの漁獲量、漁獲額は増加しており、季節ハタハタの不漁等に伴い零細漁業が廃業する一方、経営の拡大で乗り切ろうとする2極化が進んでいるものと見ております。

加工・流通販売面を見ますと、市の補助事業を活用した男鹿産表示タグやシールによるブランド化、オガレへの出品など販路拡大の取組により、漁業者からは「魚価の底上げが図られた。知名度・認知度が向上し、取引機会の増加につながった」との声もあり、オガレでの水産物販売額は、オープン当初の約6,800万円から、昨年度は約1億5,000万円まで拡大しております。

水産加工品の開発も進んできており、男鹿の魚介の特徴を生かした加工品・冷凍食品を開発・製造する事業者や、自ら加工場を所有し、サクや刺身に加工し販売する漁業者も出てきているほか、担い手奨励金などの施策により、徐々にではありますが新たな担い手も誕生しております。

一方で、近年の海水温の上昇や海流の変化等により、本市の主要魚種の一つであるハタハタにおいては、早期の資源回復が見通せない状況にあることから、今後、ハタハタに依存しない経営を確立するため、最近漁獲が増えているアマダイやシイラなど暖水系の魚を加えた複合魚種への転換が必要になると考えます。

さらに、キジハタやアワビなど収益性の高い魚種の種苗放流による資源の維持に加え、引き続き、サーモンやクルマエビ、マガキなどの養殖技術の確立に取り組むとともに、民間事業者と連携し、海藻の養殖や陸上養殖の実現を模索していくことが重要



と思っております。

御提案のビジョンにつきましては、本市の漁業・水産業を取り巻く情勢に、こうした様々な変化や新たな動きが出てきていることから、この機会に、漁業・水産業が本市の主要産業として持続的に発展できるよう、早期に策定に着手し、今後の取組の方向性を示してまいります。

御質問の第2点は、地域医療体制の進展に向けて、まず、医療DX、医療Ma a Sについてであります。

医療分野におけるDXにつきましては、国が推進本部を設置し、国民の健康の維持・増進や、最適な医療の提供を実現するための基盤整備を進めており、今後さらに加速していくものと認識しております。

その骨格としては、国民の医療・介護等に関する情報をまとめた「全国医療情報プラットフォーム」の整備や、医療機関での電子カルテ情報の標準化などが示されております。

市では、これまで、市民がマイナポータルを通じて自身の医療情報を得られるよう、マイナンバーカードの取得促進や健康保険証利用登録のサポート等に取り組んできたほか、男鹿みなど市民病院においては、既に電子カルテやオンライン資格確認等システムを導入し、また、医療情報共有化システムである「あきたハートフルネット」へ参加しており、今後も、国の医療DX推進方針に基づいて、必要な取組を進めてまいります。

また、医療Ma a Sにつきましては、看護師が医療設備を搭載した移動診療車で地域へ赴き、車内で血圧測定等を行い、医療機関で待機する医師がオンラインで診察するといった新しい医療の取組であり、県内では仙北市が運用開始に向けた準備を進めていると伺っております。

本市では、加茂青砂、入道崎、戸賀、五里合の四つの地域に出張診療所を設置しておりますが、例えば、長年住民から頼りにされていた診療所が閉院した北浦地区などにおいて、オンライン診療は、新たな地域医療の在り方として有用な選択肢の一つと認識しております。

県内では秋田県医師会が実証実験を行っており、本市でも昨年11月、男鹿みなど市民病院の協力の下に加茂青砂へき地出張診療所で実施いたしました。実験では、日

頃から同診療所へ通院している方々を対象に、診療所担当の医師とは異なる医師がオンラインで診察を行い、受診した方からは、便利だという声が聞かれた一方、耳が聞こえづらい方の場合は、意思疎通が難しいといった課題が把握できたところであり  
ます。

医療M a a Sによるオンライン診療の導入に向けては、通院困難な方々が身近な場所で医療を受けられる反面、医療を提供する側では、オンラインのための機器の購入や運用に要する経費の問題だけでなく、医師や看護師などの人的資源に限られる中で、オンライン診療の時間をどう確保するかなど、調整・解決すべき課題が多くありますので、引き続き市民の医療ニーズの把握に努めながら、男鹿みなと市民病院等と意見交換を重ねてまいります。

次に、地域医療研究室の開設による課題解決についてであります。

本市では、現在、男鹿みなと市民病院が秋田大学と寄附講座設置に関する協定を結び、病院を研究フィールドとして、地域医療を担う総合診療医の育成・確保に関する研究を行っております。

これは、高い高齢化率や医療資源の不足といった課題を抱える本市にとって、総合診療医によるワンストップ医療の提供が課題解決の一助となると考えられることから、全県に先駆けて取り組んだものであります。

議員から御提案のあった地域医療研究室につきましては、秋田大学医学部附属病院の総合診療医センターが五城目町に分室を設け、湖東厚生病院勤務の医師が、健康相談や講演会などを通じて健康づくりと予防活動を行っていると同っております。

市民にとって有益な取組と理解しておりますが、こうした病院からまちに出るの活動は、多分に担当する医師の個人的資質に負うところが大きいのではと考えております。

本市においては、地域の医療課題を解決する手がかりとして、まずは総合診療医の育成・確保に向けた取組により、病院の診療体制の充実・強化を進めてまいりたいと考えております。

御質問の第3点は、道路環境整備の現状と改善について、まず、道路・維持修繕の抜本的な改善についてであります。

道路状況につきましては、現在、建設課職員や会計年度任用職員の維持作業員によ

る道路パトロールで把握に努めているほか、各地区のコミュニティセンターや町内会長、道路利用者、連携協定を締結している郵便局等からの情報提供を受け、現地確認の上、業者に修繕を依頼し対応しております。

まずは、これまで以上に情報収集に努め、早急に修繕することが有効な改善策と考えており、今後、日常的に道路を利用する建設業協会や公共交通機関、運送事業者などとの協力体制を構築するとともに、12月中の運用を目指して、市のLINEアプリによる道路の緊急通報システムの整備を進めてまいります。

また、よりスピーディーな対応を図るため、道路の欠損部の補修や応急的対応などの道路維持管理について、その業務の一部を年間を通して市内事業者へ委託できないか、建設業協会と協議しながら検討してまいります。

国道・県道の修繕要望等に係る連絡体制につきましては、道路利用者からの通報を受け、市の職員が現地調査の上、道路管理者である県に情報提供を行い修繕を依頼しており、道路の通行に支障となる場合は、市でカラーコーン等を設置し注意喚起するなど臨機応変に対応しております。

国道・県道も市道と同様、市民の暮らしと事業活動を支える本市の道路でありますので、速やかに修繕等がなされるよう、県との情報共有と連携強化に努めながら、市内道路の維持管理に取り組んでまいります。

次に、沿道の支障樹木等への対応についてであります。

車両の通行や歩行者に支障となる沿道の樹木につきましては、道路敷の樹木は道路管理者が伐採しており、また、私有地の樹木については、土地所有者の協力を得ながらその解消に努めておりますが、緊急を要する場合にあっては、道路管理者の判断の下に、最小限の範囲で伐採等の対応を行っております。

また、草刈りにつきましては、観光路線を中心に優先箇所を決めながら、めり張りをつけた作業の実施や作業効率のよい機械を導入するほか、国道・県道・市道の草刈りの時期や回数を県や関係機関と協議し、草刈りの効果を実感できるよう工夫してまいります。

次に、路面標示及び道路標識についてであります。

路面標示及び道路標識は、道路における交通の安全と円滑化を図る重要な施設であり、適宜、更新の必要があると考えております。

本市においては、交通量の多い路線を中心に、区画線の摩耗や剥離、表面の劣化などの状況を調査しながら更新しており、今年度は、市道八郎湖岸線外3路線の外側線や中央線を延長約4.4キロメートルにわたって実施しております。

なお、案内標識の整備について、道路利用者から特段要望等は頂いておりませんが、道路パトロールなどにより必要箇所の確認に努めてまいります。

また、横断歩道や停止線などの規制標示につきましては、県の公安委員会が更新工事を実施しており、道路利用者からの要望や更新の必要な箇所が確認された場合には、公安委員会に要望してまいります。

次に、道路排水機能の現状についてであります。市道に設置されている道路排水用側溝の延長は、約415キロメートルに及んでおり、その修繕については、建設課職員や維持作業員による道路パトロール、各地区のコミュニティセンターや町内会長・道路利用者からの要望等を踏まえ、緊急性の高いものから、順次、側溝の更新や清掃等を実施しております。

今後も、限りある予算の中で最大限の効果が発揮できるよう、安心・安全な道路環境を図るため、適切な維持管理に努めてまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。2番古仲議員

○2番（古仲清尚議員） 広範にわたりまして、非常に前向きな御答弁を賜りました。

そうした中で、頂いた御答弁の中から若干再質問させていただきたいと存じます。

再質問は地域医療体制についてでございますが、ICTからDX、デジタル・トランスフォーメーションの推進ということで、国がデジタル田園都市国家構想を掲げて、全国津々浦々まで、情報通信技術の進展からDXとして、社会の変革を担っていくという主眼の下で取り組まれているものでございます。日進月歩という表現ではおおよそ追いつかないような急速な進歩で進化が遂げられている、そういう状況の中でございます。男鹿市の地域特性を鑑みますと、人口減少の影響というものを非常に受けている現状でございます。そうした中で、男鹿市北部においては、公立の診療所がありますけれど、将来的にDXの進展が遂げられた場合、既存の診療所に置き換わるような場面というものも、現時点から想定というものがなされるべきではないかと考えます。先ほど御答弁いただきましたように、非常に課題も多くあるということを伺い

ましたけれども、今後、将来的、中・長期的なビジョン、地域の医療提供体制の部分において、こうしたDXの技術など、そうしたものを鑑みながら、診療体制の維持・確保についてどういったお考えをお持ちでいらっしゃいますでしょうか、御所見をお聞かせください。

○議長（小松穂積） 佐藤市民福祉部長

【市民福祉部長 佐藤孝悦 登壇】

○市民福祉部長（佐藤孝悦） 古仲議員の質問にお答えいたします。

現在、四つの診療所を市で経営しております。そこには、みなと市民病院から医師と看護師をそれぞれ派遣して診療を行っているわけですが、この診療所の体制が将来ずっと続くというのは非常に困難だと考えております。それぞれの診療所に医師と看護師が半日派遣されております。そこでの診療状況などを鑑みますと、近い将来、このMa a S等の新しい技術に置き換わるということも想定して、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。

○2番（古仲清尚議員） 御答弁ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長（小松穂積） 2番古仲清尚議員の質問を終結いたします。

次に、14番小野肇議員の発言を許します。なお、小野肇議員からは、一問一答方式によりたいとの通告がありますので、これを認めます。14番小野議員

【14番 小野肇議員 登壇】

○14番（小野肇議員） 皆さん、お疲れさまです。市民クラブの小野肇です。

傍聴席の皆様、雨の中、足をお運びいただきましてありがとうございます。また、日頃から市政に関心をお持ちいただき、重ねて感謝申し上げます。また、今12月定例会での一般質問の機会を与えてくださいました関係各位の皆様にご心から感謝申し上げます。

さて、物価高騰は市民生活を直撃しております。度重なる食料品など、文字どおりの生活必需品高騰に市民は苦しんでおります。このような厳しい生活環境の中で、政府はデフレ脱却のための総合経済対策を決定し、先月30日に可決成立いたしました。物価高から国民生活を守る策として、所得税、個人住民税の定額減税、低所得者世帯への支援などが盛り込まれております。速やかな対応と地方への負担が生じない

よう、強く国に求めるものでございます。

また、世界に目を向けてみると、ロシアによるウクライナに対する軍事侵攻、そしてパレスチナ情勢についても、罪のない一般市民に多くの被害が発生しました。直ちに紛争が終結することを願うものでございます。

それでは、通告に従いまして、市政に関する三つの質問をいたします。

初めに、ネオニコチノイド系農薬の使用についてです。

6月27日の地元新聞に、県央部の市の水道水から欧州連合、EUが定める規制値の約8.7倍の濃度のネオニコチノイド系農薬が検出されたと報道がありました。当初はX市の水道水と発表されましたが、その後、秋田市と報道をされております。報道によると、ネオニコチノイド系農薬は昆虫に対して神経毒性を持ち、カメムシ駆除などに使われており、近年では、ミツバチの大量死などとの関連性や人の神経系に影響を与える恐れがあると指摘しております。

主要なネオニコ系農薬は7種類で、日本ではその全てが農薬登録されております。これに対しEUでは2種類が未承認で、4種類が屋外での使用が原則禁止となったことから需要が落ち込み、メーカーが登録の更新を申請せず、失効となっています。害虫の大量発生時など緊急時の使用は認められていますが、欧州委員会、ECのホームページによると使用申請が却下されるケースも多いようです。その結果、毒性が比較的低いとされ、2033年2月まで登録が認められている1種類を除いて、主要なネオニコ系農薬はEU域内からほぼ姿を消しております。

EUでは厳しい規制を設けておりますが、お隣の秋田市では水道法の水質基準により検査義務とされている51項目に加え、農薬類については71項目、非農薬系24項目、合わせて146項目について検査をしており、いずれも基準内であることを確認しております。ですが、ネオニコチノイド系農薬については、厚労省の目標値の数値が高いので、さらに優先順位が低く分類されていることから、このことについての検査は行っていないようです。

水道法では農薬類の各項目ごとに目標値が設定されており、これは「対象となる成分を含む水を体重50キロの人が生涯毎日2リットル飲み続けても健康に影響が生じない」とされる濃度と発表しております。体重50キロの人とは中学生でしょうか。赤ちゃんから小学生には影響はないのでしょうか。毎日3リットルの水を飲む人は大

丈夫なのでしょうか。

本市でもネオニコ系農薬は使用されていることから、幾つか質問いたします。

1、市民の安全・安心な生活のため、男鹿市の上水道の農薬に関する原水の水質調査基準と各水源地のネオニコチノイド系農薬の水質調査の実施状況についてお聞きします。

2、令和4年9月議会での当局の答弁で、ミツバチの死や魚の減少に関する因果関係や殺虫剤の人体の影響や水生生物についての安全性について国がしっかりと検証した上で認可し、それに基づいて男鹿の農業、林業を推進していると答弁がありました。また、令和5年6月議会では、国が策定した「みどりの食糧システム戦略」について、有機農業で農薬を使用しない農業形態については消極的な答弁でしたが、地元新聞にネオニコチノイド系農薬の記事が掲載されたことから市民の関心は強くなっており、市民が安心して消費でき、そして安全な農水産物を提供するためにネオニコチノイド系農薬の使用量抑制に向けての市の考えをお聞きいたします。また、消費者が化学農薬の使わない作物の価値を広く認知して、皆がそれが欲しいと思うようになることで需要が増えます。PRを含めて有機農業の推進についてのお考えはどうか、お聞きいたします。

3、全国ではオーガニック給食を実現したり、実現に向け活動している自治体が増えております。本市での実現の可能性はあるのか、お聞きいたします。

4、農林水産省のホームページによれば、ネオニコチノイド系農薬の欧州連合等への対応が掲載されています。環境保護の観点から残留農薬基準値を検出下限値まで引下げ、2026年3月から適用される予定です。本市のEU向けの輸出食品は今のところ少ないと思いますが、将来に向けて今から準備を進め、輸出の場合はEU規制に適合する必要がありますが、市の今後の対応をお聞きいたします。

5、ネオニコチノイド系農薬の使用量抑制は農業の環境への負荷を低減する取組となり、持続可能な農業を進める上では重要です。その反面、農業の生産性の向上と能率、そして効率よく農業を進めるには化学農薬も必要で、それは相対する関係でございしますが、作物が人体に安全だと確認できればそれはそれでよいのではないのでしょうか。そこで農産物の残留農薬の調査結果についてお聞きいたします。市場で消費されている作物ですから安全だとは思いますが、その値が基準値内であれば市民は安心い

たします。残留農薬の調査については、国や県、関係団体としっかりと協調しているのか。また、基準値を超過した事例はなかったのかお聞きします。

次に、消防施設の充実強化について質問いたします。

今年も11月5日から11日まで、秋の火災予防運動が行われました。この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防意識の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、火災による死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的に行われるものです。

2023年度の全国統一防火標語は、「火を消して 不安を消して つなぐ未来」とありました。

本市でも期間中、防災行政無線からのサイレンや消防署員をはじめ消防団員の皆さんの効果的な出火防止の啓発活動が行われたと認識しております。

また、火災予防には市民の皆さんのふだんの心がけが大切であることはもちろんですが、市当局側の消防防災体制の整備と消防施設の充実強化も大切ではないでしょうか。

さて、地域防災計画は、災害対策基本法及び男鹿市防災会議条例に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定されております。計画の対象となる災害には、事故災害の中の「大規模火災もしくは爆発」も記載されております。また、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱には、「防災に関する施設及び組織の整備に関すること」と書かれております。さらに、火災予防計画には、消防力の強化で「消防水利の整備を推進し、火災危険度の高い地域に重点的に整備を図る」とあります。

そこで、市が取り組むべき強化と整備についてお聞きいたします。

1、令和3年度版市政統計要覧によると、消火栓の設置数は527基と報告されております。市内の設置状況を確認すると、旧式の消火栓で、さびて老朽化しているものも多く見かけられます。塗装等はできないのでしょうか。消火栓の更新計画と整備状況はどのようになっているか、お聞きいたします。

2、同じく令和3年度版市政統計要覧によると、貯水槽は343基で、貯水量が40トン未満のものが32基設置されていると報告されております。消防法第20条第1項の規定に基づく消防水利の基準を満たしていないが、当該貯水槽を40トン以上



の貯水槽に改修するお考えはあるか、お聞きいたします。

3、道路に設置された消火栓が車両等の通行に支障となるなど、地域住民からの苦情や消防団からの移設の要望はないか。また、これまで消火栓に車両等が衝突した破損事故はなかったか。

4、火災はいつ起きるか分かりません。最近では冬季となれば連日氷点下の日も予想されますが、消火栓や貯水槽の補給栓の凍結対策はどのように行われているのか。

5、男鹿市の消火栓や貯水槽の補給栓は、水道の老朽管に接続されています。企業局の水道管の更新が進んでいない中で、漏水等のリスクが生じております。漏水が発生すると消火栓や補給栓が使用できなくなりますが、防災の観点、そして男鹿市総合戦略に記載されている災害に強いインフラ整備の観点からも、水道管の更新に一般会計から上水道会計に補助するべきと考えますが、そのお考えはありますか。

最後に、市道の保全について質問いたします。

昨日と今日の一般質問でも同僚議員が同様の質問をしておりますが、私からも関連して市の管理する道路について質問いたします。

3月定例会や11月臨時会で、道路の陥没箇所にてタイヤを落としたことによりタイヤを損傷した事故や、道路敷地から道路内まで伸びた枝にサイドミラーが接触し破損した事故に伴う和解及び損害賠償の決定について報告がありました。

市道は1級32路線、2級19路線、その他1,557路線と全体で1,608路線、総延長81万2,826メートル、市内全域に張り巡らされております。また、その管理は、その路線の存する市が行うことになっております。

そうした中で、行財政計画により年々職員数が縮減されてきました。また、道路を取り巻く環境も時代とともに大きく変化し、道路施設の維持管理だけでなく、防災の観点から道路を利用する市民の感心も高まっております。

男鹿市のホームページでは、国・県道の道路等の破損を見つけた場合については、直接、秋田地域振興局へ連絡するようにと記載されておりますが、定例会等の答弁では、市内の道路であれば遠慮せずに市役所に連絡するようにとのことでした。これからは除雪も始まります。果たして現有職員数だけで、これから先もこの膨大な市の道路施設の維持管理と国・県道への対応が可能なのでしょうか。

そこで質問いたします。

1、1,608路線、総延長81万2,826メートルの市道の維持管理の状況と道路パトロールはどのように行われているのか。

2、7月14日からの記録的大雨により、道路等の損壊等甚大な被害が生じました。また、茶臼峠の大規模な地滑りにより、主要地方道男鹿半島線は今でも通行止めになっています。气象台も「今回の雨のような災害は、どこでも起こり得ることを忘れないでほしい」とし、ふだんから備えの重要性を呼びかけております。男鹿市は半島に位置し、山岳丘陵地が多く、地形・地質上からも崖崩れ、土石流、地滑り、浸水等の災害が多く発生しております。災害時の避難路や代替輸送路を日頃から考えておくことが必要ではないでしょうか。そのための市外への避難路線図はできているのか。また、主要道が通行止めの場合の多様な道路を利用し、住民が避難する迂回路を日頃から考えているか、お聞きいたします。

3、日頃、住民や車両の通行が少ない、ほとんどない市道の維持管理はどうしているのか。ほぼ使われていない市道は廃止できないのか。

4、7月14日の記録的大雨から間もなく5か月となりますが、大規模な地滑りにより通行止めとなっている茶臼峠の主要地方道男鹿半島線の復旧の見通しはどうか。

以上、大きな項目三つの質問をいたしました。御清聴ありがとうございました。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 小野議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、ネオニコチノイド系農薬の使用についてであります。

まず、上水道の水質基準と水質検査の実施状況についてであります。御案内のとおり、水道水は水道法に基づき水質基準項目が定められ、検査が義務づけられております。

本市では、市の水質検査計画に基づき、検査が義務づけられている水質基準51項目に加え、検査義務のない農薬類についても、ゴルフ場の除草剤等の影響を考慮して、滝の頭水源を対象に農薬16項目を独自に検査しておりますが、いずれも基準値、目標値内です。

御指摘のネオニコ系農薬の一種である「ジノテフラン」については、水道法上、検査義務の対象にはなっておらず、しかも、測定したとしても水道水から検出される恐

れが小さく、検査・検討の優先順位が低い「その他農薬類」に分類されております。

このたびの一連の新聞報道を受け、本市でも「ジノテフラン」について、滝の頭水源、根木地下水及び一ノ目湧水源の水道水を検査しましたが、機器で検出できる下限値に達しておりませんでした。

なお、報道のあった秋田市の上水道の検査値につきましても、生涯にわたり連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準以下でありますので、直ちに健康被害が出る恐れはないと考えております。

次に、ネオニコ系農薬の使用抑制と有機農業の推進についてであります。

ネオニコ系農薬については、米の品質低下を招くカメムシをはじめ、様々な害虫駆除に対し優れた効果を発揮することから、本市・本県を含め、国内では水稻や野菜、果樹などで広く使用されております。

こうした中、国では、令和3年度から最新の科学的知見に基づき、全ての農薬について安全性等の再評価を開始し、ネオニコ系農薬については優先的に評価を行っているところであり、その結果を踏まえて適切に対応してまいります。

併せて、国の「みどりの食料システム戦略」では、令和22年までにネオニコ系農薬を含む従来の殺虫剤に代わる新たな農薬等の開発を目指しており、その動向も注視してまいります。

一方で、環境負荷軽減への関心の高まりなど社会のニーズに対応していくことも重要であり、今後、化学肥料や農薬の使用をできるだけ抑えた栽培を推進していく必要があると考えております。そのことが、国内の残留農薬の基準値に比べ、概して厳しい基準が設定されているEUへの輸出対策にもなると考えます。

現段階において、有機農業は慣行栽培に比べ高度な栽培技術が必要であり、現状としては取組が広がっていない状況にあることから、農家が一般的に使える栽培技術の早期確立について、引き続き国・県に対し要望するとともに、有機農業の飛躍的拡大とまではいかなくとも、化学肥料・化学農薬を慣行栽培の半分以下に抑えた特別栽培農産物の生産・販売の推進に努めてまいります。

次に、残留農薬についてであります。

農業者には、国で定める農薬使用基準に基づき適切な使用が義務づけられておりますが、JA秋田なまはげを中心に本市もメンバーとなっている「安全・安心な農産物

づくり推進協議会」では、管内で取り扱う農産物の安全を確保し、消費者や取引先への安心を提供するため、残留農薬等検査計画に基づき、検査機関で農作物全般のサンプリング調査を実施しております。

年間で23種類の作物で106件ほどの検査を行い、万が一基準値を超えた場合は、作物の出荷停止措置はもちろんのこと、原因特定のための調査を行うとともに、営農指導の徹底を図ることとしております。

残留農薬の事例として、本市では令和4年度にハウレンソウで2件検出されましたが、いずれも水稻育苗ハウスの後利用として葉菜類を栽培した場合に見受けられる事例であります。なお、今年度はこうした基準値超過の事例はありません。

御質問の第2点は、消防施設の充実強化についてであります。

まず、消火栓の整備状況と更新の考え方についてであります。本市では、国の消防水利の基準に基づき、消防署、消防団、地区町内会長からの要望や、水利不足地区を優先的に対応することを考慮に入れながら、国の交付金を活用し、消火栓や防火水槽の整備を進めてきております。

また、消防署が毎年実施している消防水利の調査結果を踏まえ、経年劣化による軽易なさびや色あせた消火栓については、市から塗料等の資材を支給し消防団が補修を行い、それ以外については市が修繕を行うなど、適正な維持管理に努めております。

次に、貯水量40トン未満の防火水槽の改修についてであります。消防水利では、常時貯水量40立方メートル以上または取水可能量が毎分1立方メートル以上で、かつ40分以上連続給水能力があることが必要能力の基準として定められております。

この基準は昭和39年に定められたもので、議員御指摘の貯水量40トン未満の防火水槽は、それ以前に設置されたものであります。

実際の消火活動に当たっては、防火水槽以外にも消火栓をはじめ、ため池、河川、海など自然水利を含めた消防水利を複数使用して行うことから、著しい漏水がない限り、現時点では容積を増やすための更新は特段必要ないと考えております。

道路に設置された消火栓について、過去には歩道に設置された消火栓が通行の支障となり移設した事例がありますが、近年はそうした要望はございません。

なお、車両の衝突による事故については、今年度1件発生しており、相手方の保険

で対応し修理しております。

消火栓や防火水槽の凍結対策については、10月から11月にかけて消防署員が消火栓や防火水槽の点検と併せ、消火栓の水抜きなどの凍結防止対策を実施しております。

また、降雪時は消防団員や消防署員が施設回りの除雪を行い、冬期間の火災に備え、消防水利の確保に努めております。

次に、老朽管の更新に係る一般会計からの補助についてであります。

消火栓等に要する経費の繰り出し基準は、総務省の通知により「消火栓の新設やそれに伴う水道管の増設、口径の増大等に要する経費」とされており、単に老朽管を更新する場合の経費については、繰り出し基準として認められておりません。

地方公営企業法では、災害の復旧その他これに準ずるような特別の理由がある場合には、例外的に一般会計からの補助が認められておりますが、繰り出し基準に基づかない補助は、基準財政需要額への算入や特別交付税を通じた財政措置もない中では、安易に取り入れるべき手法ではないと考えます。

御質問の第3点は、市道の保全について、まず、市道の維持管理状況についてであります。

市が管理する道路の総延長は約813キロメートルで、それに要する維持管理費は、令和5年度の当初予算で約2億7,300万円を確保しており、そのうち道路修繕の予算は約1億2,400万円であります。

安田議員、古仲議員にお答えしたとおり、市道の維持管理につきましては、建設課職員や会計年度任用職員の維持作業員が定期的にパトロールを実施しているほか、各地区のコミュニティセンターや町内会長・道路利用者、連携協定を締結している郵便局等からの情報提供を受け、現地確認の上、業者に修繕を依頼しております。

また、人員としては、建設課長の下に建設班の班長を含めて6名の職員と、道路維持作業員2名の計8名体制で、維持管理を行っております。

次に、災害時における避難路や代替輸送路についてであります。

県では大規模災害発生時に、二次災害を防止し、避難や救助、物資の供給等を広域的に講じるための交通確保を目的に、緊急輸送道路を指定し、優先的に復旧活動を行うこととしております。

本市においては、秋田市と本市を結ぶ国道101号・船川港臨港道路が市民生活や経済活動を支える大動脈であり、最も重要な第一次緊急輸送道路に指定されております。

今年7月の大雨時には、生鼻崎トンネル付近が冠水により通行止めとなり、市民の皆様にご心配、御迷惑をおかけしましたが、最優先で復旧に当たり、早期に交通規制を解除したところであります。

なお、主要道路が全面通行止めとなった場合は、被災箇所や被災規模に応じて、市民生活や緊急的な輸送への影響が最小限となるよう、最適な迂回路の確保に努めてまいります。

次に、利用の少ない市道の取扱いについてであります。

議員御指摘のとおり、市道の中には山間部など交通量の少ない路線があることは承知しておりますが、道路はネットワークでつながっていることが重要であることから、利用状況が少ないなどの理由をもって市道を廃止した事例はこれまでございません。

しかしながら、人口減少や少子高齢化、今後の税収見通しなど本市の置かれた状況を考えますと、将来的な道路の利用状況や周辺の土地利用の変化などを注視しながら、市道を廃止することも排除せず、道路の維持管理の在り方を考えていく必要があると思っております。

次に、主要地方道男鹿半島線茶臼峠の復旧見通しについてであります。

大規模な林地崩落により通行止めとなっていた茶臼峠につきましては、被災後しばらくの間、地盤が安定せず、二次災害の危険性があったことから、地盤調査を実施し安全性を確認した上で、道路上の土砂撤去などの作業に取りかかったことから、当初の想定より期間を要したところであります。

現在は作業が終了し、片側交互通行で交通開放が可能な状況にありますが、降雪時期を迎えた今、除雪の堆積幅を確保することが難しいことから、3月までの冬期間は全面通行止めとすることとしております。

なお、茶臼峠の林地崩落に伴う災害については、道路の土砂撤去にとどまらず、崩落箇所を復旧する治山事業のほか、道路復旧事業、水道管復旧事業など様々な事業・工事が近接していることから、全面復旧に向けて各関係部署が連携・調整を密にして

取り組んでまいります。

オーガニック給食の本市での実現の可能性に関する御質問については、教育長から答弁いたします。

以上であります。

○議長（小松穂積） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） 小野議員の御質問にお答えします。

御質問は、オーガニック給食の本市での実現の可能性についてであります。

初めに、本市の学校給食の状況を御説明いたします。

本市では、小・中学校への給食を1日約1,250食、1年間で約200日程度提供しており、食材の調達に当たっては、毎年、給食費の約45パーセントに相当する3,900万円程度を市内業者から購入し、男鹿産米をはじめ男鹿産食材及び県内産食材を積極的に使用しながら、安心・安全で魅力ある学校給食を推進してまいりました。

オーガニック食材の学校給食への使用については、食の安全や地球環境の負荷を軽減するために意義あるものと認識しておりますが、本市での実現に当たっては、クリアすべき多くの課題があります。

その一つとして、有機栽培や無農薬の農産物の割合は全国的にも非常に低く、本市においても同様の実態となっており、市内の生産者及び納入業者から必要数量を安定的に確保することが難しいこと、さらには、価格が通常の食材に比べて高価であることも挙げられます。

また、大量の食材を午前中の限られた時間に効率よく調理するためには、一つの品種においても大きさと形状がそろっていることが求められ、下処理に時間を要することも懸念されます。

これらのことから、本市の学校給食でオーガニック食材を取り入れることは、現段階において極めてハードルが高いと捉えております。

しかしながら、オーガニック食材を使用した学校給食の実施は、成長期にある子どもたちの健康面において望ましいものであることから、教育委員会では、まずは男鹿産有機米の学校給食への導入の可能性を、関係各課との連携を図りながら模索してま

いりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） そうすれば、ネオニコチノイド系農薬の水道水についてお聞きします。

結論からいけば、安心な水を供給できているということによろしいんですよね。であれば、何かこう、ホームページか何かに、バツと出してほしいんですよ。出てますかね。出てないと私は思いますけども。安全は確認できたんですけども、安心は確認できてないと思いますので、意外とですね、若いお母さん方は、水のことに對しては非常にデリケートになっております。まず自分はそういうものを飲んでも食べてもいいけども、子どもには安全なもの安心なものを食べさせたいという気持ちが、今の若いお母さん方には非常にあるということを聞いておりますので、男鹿市の水は非常に安全だよということを大きくPRしてほしいんですよね。そうすれば、まあ市長が言われている子育て日本一にもつながっていくと思いますし、水がおいしいのであれば、ほかの食物も全部おいしくなるというような連鎖もあると思いますので、そこら辺のところをひとつお願いしたいと思います。

それと、有機農業についてなんですけども。

○議長（小松穂積） 一問一答でお願いします。

○14番（小野肇議員） ごめんなさい。ということで、その件について少しお話をお聞きしたいと思います。

○議長（小松穂積） 田村企業局長

【企業局長 田村力 登壇】

○企業局長（田村力） お答えいたします。

市長の答弁にありましたけれども、ジノテフランに関しては、今回の報道を踏まえて、確認の意味を含めて企業局で検査はいたしました。ただ、検査結果につきましては、まあ公的検査機関、秋田の総合保健事業団ですけれども、そこで数値は出ておりますけれども、国の基準を十分クリアしているという結果でございます。ただ今回、新聞報道等を見ると、EUの規制値、それを上回っているというような報道のほうが大きく出ておりますので、ただ今回の検査に関しては、そこまでの小さな精度では実



施しておりませんので、まああえてそこまで、ホームページに上げるとすれば、かえってちょっとというのもありますので、いずれきちっと国の目標値なり、基準値はしっかりクリアしておりますので、安心ということでは間違いございませんので、そういったことでホームページにそこまでの掲載というところは、現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（小松穂積） さらに。14番

○14番（小野肇議員） まあそこまで何か詳細な検査をしてないというのであれば、私が思うには検査してないのと一緒じゃないかと思うんですよね。まあ出ないのは、多分出ないとは思いますが。出ないとは思いますが、やっぱり安全以上に安心のところを踏まえていただければ、まあ費用、これ高いんですかね。高ければちょっと、いろいろなところで予算の関係もあると思いますけども、まあ秋田市では8.7倍ということでありましたので、EUの基準が1リットル当たり100ナノグラムということであれば、この数字よりも低かったのか、それとも、何というか、数字が全てを示すと思うんですよ。なので、安全をやっぱりしっかりと市民の人方にも、不安がって、まあ男鹿は出ないと思いますよ、思いますけども、その安心を得るためにはやはりそこら辺必要でないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） まず、何を基準にするかですね。EU、まあ我々は日本国民ですし、国がいろんな科学的知見なり、これまでの蓄積を基にして、水道水は、じゃあどうあるべきかと、安全性はということを出してるものについて、それに、まあその基準をしっかりと守って水道事業者もやっておりますし、国民はその水を飲んでるということで、私は何ら問題ないと思うんですね。EU、そもそもEUと日本の基準値の決め方がまるっきり違うわけです。同じ土俵で、そのメルクマールを論ずることもおかしい話ですし、その上で、今回まずいろんな一連の報道があったので、企業局のほうで、もし何かあればということでの検査ですから、まあそれはそれでまずよしとしなきゃいけないわけでございますけれども、その数字については、今時点で多分県内の検査機関等、まあ普通の検査機関ですね、国内の検査機関では国の基準に、要する

に引っかかるか引っかからないところで機械をセッティングしてると思うんですよ。ですから、市長が答弁しました機器で検出できない下限値に達しておりませんでしたというのは、ゼロかもしれませんが、じゃあどこまで分からないという話ですよ。少なくとも、この目標値に多分機器が設定されてるわけで、それ以下だという話ですよ。

で、じゃあそういう、これが仮に安全だとした場合に、市民の皆さんに安心を与えるために公表したらどうかという話でございますけども、安心は、じゃあどこまであれば安心なのかっていうのは分かりませんよね。

○14番（小野肇議員） いや、出せばいいんですよ。

○副市長（佐藤博） いやいや、そう思う方もいらっしゃるでしょうし、そうでない方もいらっしゃるかと。

それと、一方で検査しない、我々は今回検査しましたけども、例えばそれによって男鹿は、まあ安全はこれほどこも安全なんですけども、安心を与えますよというところ、そうすれば、もしかすれば、ほかの自治体でこれを検査しないところの水は、ほかの自治体の水は、じゃあ安全でないのかと、危ないのではないかというふうなことがあっても、これまた困る話なわけであって、我々とすれば、やはり前段申し上げましたように、一等最初に申し上げましたように、国の基準がしっかりと科学的根拠に基づいてセッティングされてると。それは日本の国民を守るために置いてる数字ですので、それをしっかり守ってる分には何ら問題ないわけでありますので、あえてそれを殊さら、男鹿の水は安全だ、安心だということを何か声高に話しするというよりは、ここは冷静に、検査して問題ないので公表しないということで何ら問題ないと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小松穂積） いいかな。安全な水っていうこと、発信しないということ。

○14番（小野肇議員） ちょっといいですか、じゃあ。

○議長（小松穂積） 14番小野議員

○14番（小野肇議員） 検査したんですよ。NDという数字が出たのであれば、NDを公表すればいいんじゃないでしょうか。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） その必要性はないと執行部では考えてます。

○議長（小松穂積） さらにありませんか。別のほう。

○14番（小野肇議員） そうすれば次の質問に移りますけども、有機農業について、分かるんですよ、大変だということも分かります。ただ、隣の大潟村さんは今、頑張ってるんですよ。で、これは私も愛知の農家さんからちょっと聞いた話なんですけども、昔は子どもを畑や田んぼで遊ばせていたと言うんですよ。ですが、最近では、お父さん、お母さんが子どもに田んぼや畑で遊ぶなって言うそうなんです。それが何を語るかと言えば、もう皆さんお分かりだと思いますけども、確かに有機農業は大変で収量も半分になるということも聞いております。ですが、やはり少しずつでもやっていかないと、まあ国のほうからいろんな農薬ができてから始めるんでなくて、少しずつ市のほうでも、まあどっか農家さんに有機農業をやらないかというような、そういうPRを大きくやりながら、そういうふうにしていければ、まあ先ほど教育長からも答弁ありましたように、食材のほうについてもクリアしていけるとは思いますけども、その辺の啓発活動みたいのところをお聞きしたいと思います。国の補助もありますので、それを活用してどうでしょうか。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 多分議員おっしゃったような取組になろうかと思えます。

議員のほうから、当初質問の中で、過去の市長答弁をもって有機農業に消極的だというふうな話でございました。それは、市でも、先ほども市長のほうから答弁ありましたように、市でも地球温暖化の気候変動がこれだけ問題になってるときに、できるだけ化学肥料なり農薬を抑えた、そうした環境に優しいといいますか、持続可能性のある農業に転換していかなくちゃいけない、そういう意識は十分持っております。それは多分、現場の農家の方々も持ってらっしゃると思います。ただ、それを一気にやるっていうのは、これはどだい無理な話であって、それを掛け声だけで何とかするんであれば、とっくの昔にやっていると。

私、よく思うのはですね、これまでの答弁でも、国のほうでは意欲的な目標を掲げてるというふうな、まあそういう表現を使ってますけども、何を言いたいかというと、国も今まで有機のユの字もほとんどしゃべってない中で、ですから全然技術的な

蓄積もないんですよ。農研機構にしたところで、現場で使えるような技術を出して  
るかという、まあ少しずつは出してますけども、そうでもない。ほとんどほかの  
栽培から見れば、そういった知見の蓄積がないという中で、まあですから現状とし  
て、日本農業の農地の中で0.5パーセントしか進んでいない。大潟村は最近減っ  
てるんですよ、逆に、面積が。そういう状況の中で一気に無理だろうと。だからや  
らなきゃいけないことは分かっています。それは共通の認識ですけども、それを生産現場  
のほうにだけそのことを押しつけるのではなくて、やはりそれぞれの立場でやらなきゃ  
いけないことをしっかりやった上でやっていこうというふうなことで、まあこれは議  
員も多分御理解いただいていることだと思います。そういった点で、当然収量も半分にな  
りますし、当然その分、高値で取引っていいですか、売れ先を確保できないことには、  
農家に声をかけてもやってくれるところはない。

そうした点から見ますと、学校給食っていうのは一定程度需要が確保されておしま  
すので、まあ収量が半減するということは倍の値段で買わないと生産する農家も大変  
だということで、そこら辺のところを何とかすれば、そこら辺から突破口を見いだし  
ながらやっていくということが、まず一番現実的な取組ではないかと思っておりますの  
で、そこら辺については、先ほど教育長から答弁しましたように、我々も教育長と本  
当一緒になって実現に向けて模索してまいりたいというふうに思っております。

いずれ、いろんな事例がマスコミに出てますけども、決してそれが大勢っていいま  
すか、大きな流れとなって、今、世の中に広がっていると思うのではなくて、非常に現  
場では苦労しながらやってるということだけは、男鹿市は、もちろん消費者の方も、  
市民の中に、皆さん、市民の方が消費者でございますけど、一方で生産者もいっぱい  
抱えておりますので、両方の面から見ていかなきゃいけないというふうに思っていま  
すので、そこら辺についてはどうか御留意いただきたいというふうに思っています。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。別の観点からお願いします。

○14番（小野肇議員） 無農薬の有機栽培については、農家さんが手を挙げて、胸を  
張って農業ができるようなそういう環境をつくりながら、国が補助しながら少しずつ  
進めていけばいいと思います。

オーガニック給食についてですけども、そうすれば、男鹿では今、やっていないん

ですか。幾らかやってるんですか。

○議長（小松穂積） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） オーガニック給食については、その食材自体が市内産のものが、供給できるだけの量がございませんので取り入れておりませんが、減農薬米は以前から使用しております。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） 全国でもオーガニック給食は100以上の自治体が進めておりますので、その中を見ますと、やっぱり食材も、例えばジャガイモだけとか、1週間に1回とか月1回とか、タマネギだけとか、全体をオーガニックで賄うというところはなかなかないようでございますので、少しずつでも何か一つから始めるというようところでやっていければよろしいのではないかと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

EUへの輸出の関係の市の考えってどうでしたっけ。ちょっと。

○議長（小松穂積） 湊産業建設部長

【産業建設部長 湊智志 登壇】

○産業建設部長（湊智志） お答えいたします。

EUへの輸出の関係でございますけども、環境負荷軽減の関心の高まりなど社会のニーズに対応していくことが重要でございますので、今後、化学肥料や農薬の使用をできるだけ抑えた形で栽培を推進していく必要があると思っております。そのことが、最終的に国内の残留農薬の基準値に比べ概して厳しい基準が設定されておりますEUへの輸出対策につながっていくものと考えているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） ありがとうございます。

そうすれば消防施設のほうに移らせていただきますけども、計画的に消火栓の点検なり、修繕は行われておりますけども、業者は市内の業者さんがやってるんでしょうか。よく災害時の応急処理や部品の貯蔵なども必要になると思ひますので、市外の業者だとどうしても時間がかかってしまいます。市内の業者さんがやっているのか、そ

の辺の回答をお願いしたいと思います。

○議長（小松穂積） 八端地域づくり推進監兼防災監

【地域づくり推進監兼防災監 八端隆公 登壇】

○地域づくり推進監兼防災監（八端隆公） そうすれば、私のほうから消火栓等のオーバーホールといいますか、整備のことについてお答えさせていただきます。

今現在、消火栓のオーバーホール等をやる業者というのは県内にはおりません。それで、山形のほうにありまして、うちのほうではいつもその業者をお願いしているということになります。

ただ、議員が言われましたとおり、災害時とかそういうところもありますので、その点については今後きちんと対応を考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） ありがとうございます。市内に業者がないということであれば、どうしようもないですね。育成していただけたらなとも思ったんですけども、なかなか特殊な手法なり、工事が必要になると思いますので、まあ緊急時に部品がないとかそういうところがないように、ひとつ連絡を密に取っていただければと思います。

消火栓が水道管についている件で、一般会計からの補助ということは考えていないということでした。ただ、やはりまあこの総務省の規定の中からいけばそうなのでしょう。ただ、消火栓の水道の使用料って払ってないですね。これは水道法の第24条の3項にうたわれておりますので、その分の消火にかかった水道料金は請求できないということは分かるんですけども、費用負担の原則からしたら、かかる費用は当然負担するべきだと思います。全部とは言いませんが、水道管に接続している以上、その負担の義務は生じてると思いますが、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小松穂積） 鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） 一般会計からの繰り出し補助についてお答えします。

基本的に、これ議員も十分御承知だとは思いますが、地方公営企業というの

は受益者負担の原則によって経費を賄うことが、負担の公平の見地からも能率向上の見地からも望ましいということで、あくまで独立採算の原則に従っているものでございます。ですので、老朽管、たとえ消火栓の接続されている老朽管の更新ということでも、単なる更新であれば繰り出し基準にはならないというのが基本的な考え方でございます。

この消火栓、消火活動において使用される水の、水道の使用料分の負担ということですが、こちら、その水量の把握等なかなか難しいということ、それから、単に消火栓でも水道の工事に伴って消火栓を使ったりするケースも考えられると。そういった様々なことがございますので、現時点では、この負担をするというのは、まあ数字をはじくのも難しいと、そういった事情もございますので、現時点では難しいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小松穂積） さらにありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） 難しいということですが、経費は負担するべきところもあると思いますので、少し考えておいていただければと思います。

それでは、市道の保全についてお聞きいたします。

昨日からの答弁の中で、非常に計画を立てながら、建設業協会なり、郵便局なりと連携しながら、いろんなところを補っていくというところを聞いております。

まあ職員がそれを負担だと感じているようなところというのも、これだけの路線があれば、まあ数字だけ見ればですよ、非常にあるような感じ、私はしております。民間に委託できるようなところは幾らかでも委託して、その辺についてはお金かかってもいいと思いますので、その辺のお考えを少しお聞きしたいと思います。

○議長（小松穂積） 湊産業建設部長

【産業建設部長 湊智志 登壇】

○産業建設部長（湊智志） お答えいたします。

確かに今のところ、建設課職員ですが、先ほど答弁しましたとおり、建設課長の下に、維持作業員2名を含めて、全体で8名という体制で行っているところでございます。

答弁にもございましたけれども、実際に県のほうでも行っているように、各路線を委託事業者に通してできるところはやっていただくと、そういったことも必要

なのではないかということで内部のほうでも話が上がってきておまして、今後そこから辺については、可能かどうかも含めましていろいろ建設業協会のほうとも協議していきたいなということで話しているところでございます。

○議長（小松穂積） さらにありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） 次に、災害の場合の道路の迂回路というか、その辺のことについて少しお聞きしたいんですけども、今年の日本海花火の終了したときに、秋田市に向かった車両の渋滞はすごかったですよね。これ、茶臼峠の通行止めが重なったということで、いつもにも増して渋滞していたと感じております。

ちょっと私に届いた情報で、秋田市にお住まいの方が渋滞を何とか回避しようということでナビで帰り道を検索したそうです。ですが、そのナビに山道や整備が行き届いていない道に案内され、行き止まりになったそうです。で、まあナビ使ってるんで後続車もみんな連いてきたわけですよ。で、もうにっちもさっちもいなくなつて、結局そこで何時間も難儀したということがありました。

そのことから、代替の路線図なり、大規模な災害等あったときに避難路線図等があれば、まあこういうのもその路線図を活用して、花火のときはこういうところもありますよというようなところをホームページなり、いろんなところで、SNSで発信できると思いますので、まあさっきの市道の使われていない道路はどうしているのというところにもいってしまうんですけども、まあ全部整備されていけば抜け道も多くなると思いますけども、まず無理でしょう。無理だと思いますので、この避難路線図、迂回路、その辺のところをしっかりとつくるような形をとっていただければと思いますが、その辺のお考えどうでしょうか。

○議長（小松穂積） 湊産業建設部長

【産業建設部長 湊智志 登壇】

○産業建設部長（湊智志） お答えいたします。

それでは、私からは主要道が全面通行止めとなった場合の対応ということなんですけども、基本的にはやっぱり男鹿市内では国道101号ですとか男鹿半島線、また、入道崎寒風山線、まずここら辺が一番大きな主要な道路になろうかと思います。で、実際に災害等々で、土砂崩れですとか例えば倒木等々あった場合、適宜、その段階で現場を見て、どれぐらい撤去に日数を要するのかですとか、そういったところ確認



等々いたしまして、道路管理者であります県のほうとも協議の上、通行できないとすれば最適な迂回路、市道を通っていくですとか、ただそこは周知の仕方ということになってくるのかなど。どのようにお知らせしていくのかというところがございまして、そういった面につきましては、ホームページですとかSNS、行政無線はまあ市内の方しか分からないんですけれども、そういったことについて、どういったことがやれるのかなというところを研究といいますか、関係部署とも協議をしてまいりたいと思っております。

○議長（小松穂積） さらにありませんか。14番小野議員

○14番（小野肇議員） そうすれば、多種多様な避難路とか路線図というところも、まず、国の補助金使ってできるのかどうかは分かりませんが、GISとかその辺のところもうまく利用して、前もって何か線を引っ張っておけば安心なのではないかと思っておりますので、研究してみてください。よろしくお願いします。

最後に、通告しておりませんが、議長からのお許しをいただいて、ちょっと市長にお聞きしたいんですが、議長よろしいでしょうか。

○議長（小松穂積） 通告外はちょっと具合悪いです。

○14番（小野肇議員） すぐ。

○議長（小松穂積） すぐ終わるっていうことではないですけども、通告以外は受付できません。関連あるのはいいんですけども。

○14番（小野肇議員） 関連、まあ市政全般に関しての関連ということではよろしいですか。

○議長（小松穂積） いや、それは別の形で通告していただかないと、本会議ですから、これの3点に関わることであれば、今、取り落としとかそういうのがあれば再質問して結構ですけども、それ以外は。

○14番（小野肇議員） 駄目でしょうか。

○議長（小松穂積） 駄目なんです。

○14番（小野肇議員） 駄目ですか。

○議長（小松穂積） はい。

○14番（小野肇議員） すぐ終わるんですけど。

○議長（小松穂積） いや、すぐ終わるとか終わらないの問題ではないです。

○14番（小野肇議員） ぜひ、ぜひここで。

○議長（小松穂積） ぜひとかでなく、委員会もありますから、そのときまた考えてみてください。予算委員会もあるから。

○14番（小野肇議員） じゃこ天のことで聞きたかったんですけど、駄目でしょうか。

○議長（小松穂積） それはちょっと、ここではまず。

○14番（小野肇議員） 分かりました。

○議長（小松穂積） 通告ありませんので。

○14番（小野肇議員） はい。そうすれば質問を終わらせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（小松穂積） 14番小野肇議員の質問を終結いたします。

次に、15番田井博之議員の発言を許します。なお、田井博之議員からは、一問一答方式によりたいとの通告がありますので、これを認めます。15番田井議員

【15番 田井博之議員 登壇】

○15番（田井博之議員） 皆さん、お疲れさまです。新風会の田井と申します。

今回も一生懸命質問を頑張りたいと思っています。傍聴に来ていただいた皆さん、本当にありがとうございます。

僕の今回の質問は、1点のみということにしたいと思えます。早速、質問に入ります。

ビジネスホテルの誘致についてであります。

男鹿市にビジネスホテルができることには、男鹿の観光の活性化として大きな意味があると思えます。このすばらしい観光地の目的、もしくはビジネスの目的のお客様に少しでも長く滞在していくためにも、男鹿市にビジネスホテルの必要があると僕は思えます。

そして、そこで質問させていただきます。

なぜ、いまだに男鹿市にビジネスホテルができないのか。以前、市長は「喉から手が出るほど欲しい」と答弁されてましたけども、ビジネスホテルの誘致について、もう1年ぐらい僕は質問してるんですけど、どれだけの進展があるのか、もしくは具体的なものとかが形になって現れてるのか、そのことをもう一回質問したいと思えます。

す。

聞いたところによると、潟上市には某ホテルができるということで大変期待が高まっているところと聞いてます。その辺も考えてもらって、市の答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 田井議員の御質問にお答えします。

ビジネスホテルの誘致についてお答えします。

さきの定例会でお答えしておりますが、市では、昨年、全国に展開している主要なビジネスホテルチェーンに対し本市への立地の働きかけを行ったものの、最寄りの鉄道駅の乗降者数や高速道路のインターチェンジからの距離など、立地判断の要件において恵まれているとは言い難いことや、今後の宿泊需要や採算性の面などから、誘致は引き続き厳しい環境にあると認識しております。

そうした中でも、私自らが先頭に立ち、観光やビジネス需要等、本市の可能性を強くアピールしながら地道にトップセールスを行っており、現在、本市へのビジネスホテルの立地に関心を示している事業者もございます。

市としましては、今定例会に提案しております商工業振興促進条例による支援体制や、来年4月に予定されている洋上風力発電に関する総合訓練センターの開所、アフターコロナにおけるインバウンドの拡大といった、ビジネス・観光の両面において今後に見込まれる宿泊需要など、本市の優位性、セールスポイントを強く訴えながら、引き続き粘り強く誘致に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。15番田井議員

○15番（田井博之議員） その答弁はもうずっとそのまま、「考えております」がずっと続いて、ほんまにいらっしゃるんでしょうか。僕は、潟上市長にアポイントをとって、ホテルに関しての誘致でお話をしようと思ったんですけど、断られました。市長はそういう面でも、どうやって東横インさん、あ、某ホテルさんが誘致できたかとか、鈴木潟上市長さんとお話合いですとか、そういうお考えはありますか。

○議長（小松穂積） 菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 先ほども答弁しましたとおり、潟上市は潟上市の事情があつて、インターチェンジに近いとか、工業団地を持ってるとか、洋上風力絡みでそういう条件がいいと思ったのでホテルが進出してくると、そういうことだったと思います。何もやってないわけじゃなくて、先ほども答弁しましたとおり、一生懸命誘致には力を入れてます。

3週間前ですか、私を突然、日本で有数のっていうか、トップレベルのオーナーが訪ねてきて、私に会いに来ました。ただ観光と景色がいいだけではホテルは造れないと。何かほかの模索をしていこうと、そういう話を私に話していってます。

先ほども申しましたとおり、ほかにもかなり有力な、男鹿に関心を持っているオーナーもいますので、そのことに期待してます。やってないわけじゃないので、そこあたりのことを御理解願いたい。

以上です。

○議長（小松穂積） さらにありませんか。15番田井議員

○15番（田井博之議員） やってないことは分かりました。ほな何で、鶴ノ崎にああいう高級ホテルができるんでしょうか。まあ目的が違うとは思いますが、こっちのほうが優先やったんですか。

○議長（小松穂積） 佐藤観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 佐藤雅博 登壇】

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） お答えします。

企業が男鹿に進出する際は、それぞれがそれぞれの需要ですとか目的ですとか、そういうものを考えて進出します。

今回の鶴ノ崎のほうのホテルですけど、あれはやっぱり高級リゾートホテルということで、この間の新聞報道等でもございましたけども、今、岩手県のほうで高級リゾートをやっております。で、岩手で山のほうの高級リゾートをやっていて、さらに海側にも進出したいと。海と山とで相乗効果を出して、お客様を喜ばせていきたいと、そういう考えで今回鶴ノ崎に来たといったところでございます。

当然ですけども、進出に当たりましては、こちらのほうにも以前から相談もござい

ました。それで相談に対してもいろいろお話をしながら対応してきたといったところ  
でございます。

以上です。

○議長（小松穂積） 大綱的なところではかなり答えが出ていると思いますが、さらに  
ありますか。15番田井議員

○15番（田井博之議員） お客さんの層としての誘致は、僕は納得しましたけども、  
僕が言うてるのは、若い世代とか比較的ちょっとお金がないというかね、四、五千円  
で泊まれるようなホテルがやっぱり必要やということをやっぱり訴えたいんですよ。  
で、各イベントのたびに秋田のほうに帰っていく姿を見たら、やっぱりもったいな  
いんですよね。例えば、まあ今ある男鹿温泉郷さんと交渉して、素泊まりで何千円と  
かっていう方法もあるし、今、既存の某ホテルとかを再生する会社とかもあるんで  
す。ビジネスホテルに限らず、例えばカプセルホテルなり、そういう簡易的なホテル  
の誘致もいると僕は思うんですけども、ちょっとでも男鹿に人を、人が泊まってもら  
える場所をつくっていただくということで、まあビジネスホテルの誘致に関しては努  
力してるということは分かりますけども、一刻も早く実現に向けて動いていただきた  
いと思いますけど、そのできない理由を、できると思ったら僕はできると思うんで  
す。僕、今聞いてたら、できない理由ばかり。やる、できる、ホテルを建てるって  
決めたら、僕は絶対建つと思うんですよね。その辺の意思をもう一度お願いします。

○議長（小松穂積） 菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 念ずれば花開く。ひたに思えばかなうなり。男鹿市民が足りない  
のは、発信力が足りないと思います。議員を含め、みんなで男鹿のよさを発信してい  
きましょう。そして多くの人に来てくれれば、やっぱり事業者は来てくれると思いま  
す。今、議員に指摘されたとおり、カプセルホテルやそういう素泊まりのやつ、まあ  
ゲストハウスっていうか、そういうことも今、うちのスタッフも一生懸命かかって  
て、実のない話じゃないので、芽が出ようとしてることを期待してます。

どうか議員の皆さんも一緒に、市民がみんなだね、そういう発信をしていきましょ  
う。よろしくお願いします。

○議長（小松穂積） さらにありませんか。15番田井議員

○15番（田井博之議員） 分かりました。当局の皆さんと我々と協力して、力を出し合って、何とかビジネスホテルの早期誘致に向けて頑張りましょう。

以上です。

○議長（小松穂積） 15番田井博之議員の質問を終結いたします。

---

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日6日、午前10時より本会議を再開し、引き続き、一般質問を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

---

午前11時58分 散 会